

男女共同参画の視点

個性を認め受け入れる ダイバーシティ

皆さんは「Diversity」という言葉をご存じですか。一般的に多様性と翻訳されますが、「Inclusion」(受容)と合わせて、多様化の受容を意味する場合もあります。

最近「価値観の多様化の時代」といわれています。人々の趣味や好みが細かく分かれ、一人一人の価値観が大切にされるようになってきました。

そのような中、ダイバーシティは性別や国籍、年齢など、その人の置かれた状況に関わらず、さまざまな個性を受け入れ、共に力を発揮するという考え方として使われています。

さまざまな価値観や個性などの違いを意識しながら、その違いをうまく生かしていくことで、一人一人の能力を最大限に引

き出すことができます。

女性をはじめとする多様な人材が活躍できる環境づくりを目指す企業も増えてきました。地域やサークル活動など、さまざまな場面でのダイバーシティを考えてみてはいかがでしょうか。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



消費生活相談Q&A

電力自由化をめぐるトラブルにご注意

Q 「電気料金の引き落とし会社が変わった。今後は20パーセントほど安くなるので、手続きに必要な情報を教えてほしい」という電話があり、検針票の内容を聞かれた通りに答えました。電気料金を引き落とししている銀行名と口座番号も聞かれましたが、電話で伝えることを拒んだところ、書類を送るので記入して返送するように言われました。後日、送られてきた書類には現在契約中の電力会社とは違う会社名が記載されており、新たに申し込みをする形式になっていました。不審に思い契約中の電力会社に問い合わせたところ、料金の引き落とし会社が変わることはないと言われました。書類は返送しなくてもよいのでしょうか。

A 平成28年4月に電力の小売り自由化が始まり、小売り電力事業に新規参入する事業者からも電力の供給が行われるようになりました。最近では、現在契約している大手電力会社やその関係者を名乗り、料金が安くなるなどと契約の切り替えの勧誘をするというケースが多くあります。中には契約の意思がないにもかかわらず、情報を伝えてしまったことで事業者が一方的に切り替えの手続きを進めたという悪質な例もあります。書類が届いてもすぐには返送せずに、契約中の電力会社に確認しましょう。

電話勧誘で契約した場合であっても、法定書面を受け取った

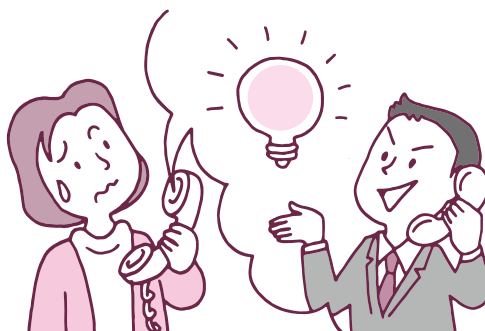
日から8日以内であれば、原則としてクーリングオフ(無条件解約)ができます。

また、電力会社を変更するときには次のことに注意しましょう。

- 相手の事業者名を確認し、意思を明確に伝える
- 電気の契約を切り替える意思がなければ、検針票の内容(契約者名義、住所、顧客番号、供給地点特定番号など)はむやみに伝えない
- 契約条件(料金・契約期間・契約解除条件など)をしっかりと確認する

不安に思ったり、おかしいと感じたら経済産業省電力・ガス取引監視等委員会相談窓口(☎03-3501-5725)または消費生活センターに相談しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



📄 出産育児一時金

医療機関へ直接支払います

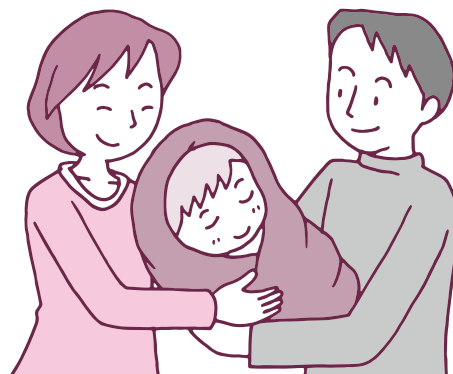
出産育児一時金の直接支払制度は、被保険者が医療機関で手続きをすることにより、国民健康保険(国保)から直接、国保で支給される出産育児一時金の範囲で医療機関に支払われる制度です。

この制度を利用すれば、被保険者は出産費用から一時金分を引いた差額を医療機関に支払えばよいので、事前にまとまった費用を用意する必要がありません。

制度を利用しない場合は出産後に市へ申請することになります。実施していない医療機関もあるので、出産予定の医療機関に直接確認してください。ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入していた人が、その保険をやめてから6カ月以内に出産する場合は、加入していた保険から支給される場合がありますので、制度を利用するときには、以前加入していた健康保険に確認してください。

直接支払制度を利用する場合

医療機関で、保険証を提示して直接支払制度に関する合意文書に署名してください。通常、市での手続きは不要ですが、出産費用が一時金の額を下回った場合は、差額分を受け取るための手続きが必要になります。保険年金課、下総・大栄支所に申



請してください。

直接支払制度を利用しない場合

医療機関で保険証を提示し、制度を利用しない旨を申し出てください。退院時に出産費用の全額を医療機関に支払い、保険年金課、下総・大栄支所に申請してください。

申請に必要な物＝保険証、母子健康手帳、世帯主の預金口座番号の分かる物、印鑑、医療機関から受け取る直接支払制度に関する合意文書と出産費用の請求・領収明細書、分娩者のマイナンバー確認書類

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

💰 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人

追納で受取額が増加

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年

金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納を希望する人は、保険年金課または佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ連絡してください。

平成31年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

| 年 度 | 全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額) | 4分の1納付 (加算額) | 半額納付 (加算額) | 4分の3納付 (加算額) |
|--------|---------------------------------|-------------------|------------------|------------------|
| 平成20年度 | 15,170円 (760円) | 11,380円 (570円) | 7,580円 (380円) | 3,790円 (190円) |
| 平成21年度 | 15,260円 (600円) | 11,440円 (450円) | 7,630円 (300円) | 3,810円 (150円) |
| 平成22年度 | 15,520円 (420円) | 11,640円 (320円) | 7,760円 (210円) | 3,880円 (110円) |
| 平成23年度 | 15,310円 (290円) | 11,470円 (210円) | 7,650円 (140円) | 3,820円 (70円) |
| 平成24年度 | 15,160円 (180円) | 11,360円 (130円) | 7,580円 (90円) | 3,780円 (40円) |

| 年 度 | 全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額) | 4分の1納付 (加算額) | 半額納付 (加算額) | 4分の3納付 (加算額) |
|--------|---------------------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 平成25年度 | 15,130円 (90円) | 11,350円 (70円) | 7,570円 (50円) | 3,780円 (20円) |
| 平成26年度 | 15,280円 (30円) | 11,460円 (20円) | 7,640円 (20円) | 3,820円 (10円) |
| 平成27年度 | 15,610円 (20円) | 11,700円 (10円) | 7,800円 (10円) | 3,900円 (0円) |
| 平成28年度 | 16,260円 (0円) | 12,190円 (0円) | 8,130円 (0円) | 4,060円 (0円) |
| 平成29年度 | 16,490円 (0円) | 12,370円 (0円) | 8,240円 (0円) | 4,120円 (0円) |

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。